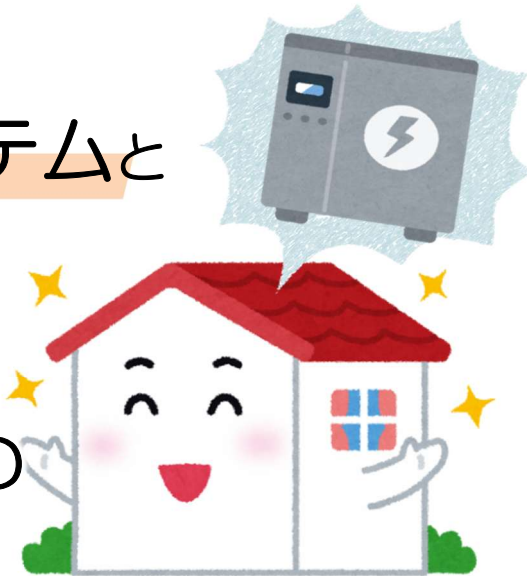


# エネルギー管理システムと 定置用蓄電池の 2点セットを導入すると 最大15万円の 補助金が出ます！



エネルギー管理システムなどを新たに設置すると、最大で15万円の補助金を受けられます。ご家庭の省エネにぜひご活用ください！

## 対象 設備

エネルギー管理システム（EMS）・定置用蓄電池  
の2点セット

- 一般社団法人 エコーネットコンソーシアムの定める ECHONET Lite 規格の認証を取得した EMS 製品
- ZEH 支援事業で、一般社団法人 環境共創 イニシアチブ（SII）が指定する蓄電池を導入し、EMS と連携した電力の需給調整ができる製品

## 補助 金額

蓄電池容量の出力あたり 4 万円/kWh  
（上限 15 万円）

## 対象者

次の①～③の全てに当てはまる方

- ①申請者が住む（住む予定も含む）住宅の省エネ化を目的として、その住宅などに対象設備（未使用品）を設置する方

※店舗等併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が住居部分である建物を住宅とします。

- ②補助金を交付申請した年度内に、補助金対象設備の設置完了ができる方
- ③市税を滞納していない方

## 申請 方法

申請書と必要書類を環境課環境政策係に提出してください。申請時に必要な書類は裏面をご覧ください。

このチラシは「低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金」の一部を紹介したものです。この他の創エネ・省エネ機器に対する補助もあります。

## 申請期間

5月7日(木)から  
交付申請受付

※交付申請は工事着工前

※補助金の交付は予算の範囲に限ります。期限内であっても、予算に達した時点で受け付けを終了します。

## お問い合わせ・申請先

柏崎市 環境課 環境政策係  
〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号  
（柏崎市役所4階）

電話番号：0257-21-2312

ファクス：0257-23-5116

Eメール：

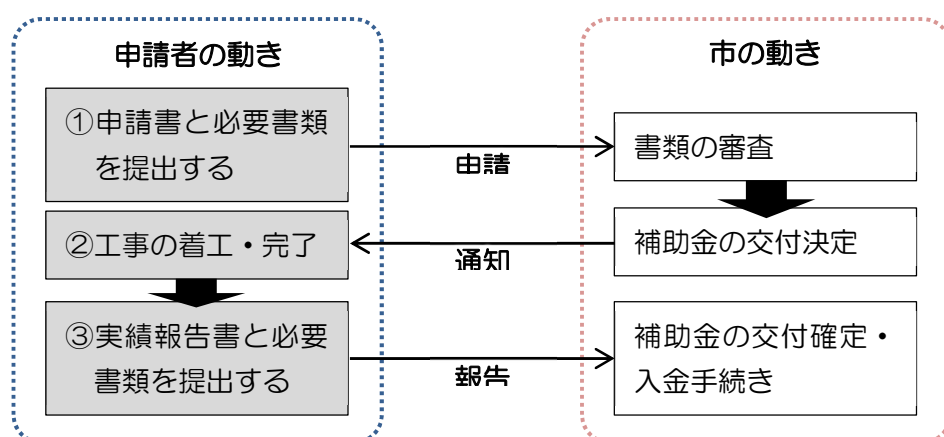
kankyoseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp

## ■必要書類

- ①低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付申請書
- ②設備別事業計画書
- ③事業の経費の内訳がわかる書類（見積書など）のコピー
- ④施工予定請負者が発行する工事請負契約書などのコピー
- ⑤対象設備のカタログ（コピーでも可）
- ⑥市税完納証明書
- ⑦住宅所有者の承諾書（任意書式）
  - ・申請者と住宅所有者が異なる場合
  - ・住宅の所有が共有の場合

①・②は既定の様式があります。様式は環境課環境政策係で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

## ■補助金の申請から交付までの流れ



## ■注意事項

- 本補助金は設備本体、附属機器等の購入に係る経費（税抜）（以下、購入経費）が対象です。
- 本市では住宅リフォームにかかる工事費等（購入経費を含む）を補助する「住まい快適リフォーム事業」（第2期申し込み受付期間：5月7日(木)～5月22日(金)※抽選制）を実施しています。本補助金では対象としていない工事費等については、該当要件に応じて「住まい快適リフォーム事業」でも申請が可能です。

【例】本補助金で『購入経費』、住まい快適リフォーム事業で『施工費』の申請は可能。  
本補助金で『購入経費』、住まい快適リフォーム事業でも『購入経費』の申請は不可。
- 対象設備の工事着工前に申請をしてください。工事着工後の申請は受け付けできませんのでご了承ください。
- 設備を販売する事業者が申請の手続きを代行できます。
- 補助金の交付申請は、同一年度で一度しかできません。他の対象設備を設置する場合は、必ずまとめて申請してください。
- 本補助金の対象設備を複数設置する場合は、上限額が35万円です。
- 補助金の交付決定後に対象設備を設置し、実績報告書を対象設備の工事完了日（建売住宅または購入・賃借する建物の引き渡し日）から起算して30日以内に提出してください。ただし、起算日が令和9(2027)年3月3日(水)以降の場合、実績報告書の締め切り日は令和9(2027)年3月31日(水)です。
- 詳しくは「新潟県柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付要綱」に従います。